

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、お客様や取引先、従業員、地域社会等といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、継続的かつ健全な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

なお、当社の主要株主である株式会社ベクトルは当社の親会社に該当しております。当社は、支配株主との取引等を行なう際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行なう場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定し、その可否、条件等につき少数株主の権利を不当に害することのないよう十分に検討した上で取引を実施する方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則1-2)

当社は、半期毎(毎年2月末日及び8月末日)に、当社株式における外国人株主及び機関投資家の持株比率を把握しております。

現在、海外投資家の比率が比較的低いため、費用等を勘案し招集通知等の英訳を採用しておりませんが、今後の株主構成の変化に応じて、検討を進めます。

また2021年5月26日開催の定時株主総会から電磁的方法による議決権の行使は導入しておりますが、議決権電子行使プラットフォームにつきましては、検討いたしました結果、費用面を勘案し、現状では採用しない方針であります。今後、さらに機関投資家の重要性及び比率が上昇し、方針を転換する場合には、議決権行使を促進するための環境整備に努めます。

(補充原則3-1)

当社は、2021年2月期の決算短信から英語での情報開示を開始しました。今後の株主構成の変化に応じて、英語による情報提供の範囲拡大を進めてまいります。

(補充原則4-1)

当社は、現時点において、最高経営責任者等の後継者計画を策定しておりませんが、今後、後継者の育成を図るとともに、適切な時期に計画策定を検討してまいります。

(補充原則4-8)

当社では、独立社外役員における情報交換・認識共有は適宜おこなっており、取締役会においても積極的に意見・提言を行っておりますが、今後さらなる連携を推し進めるため、独立社外役員のための定期的な会合を設け、独立した客観的な立場から情報交換・認識共有を行えるよう検討してまいります。

(補充原則4-10)

当社の独立社外取締役は2名であります。独立社外取締役は、各自の豊富な企業経営の経験等を活かして、取締役会で積極的に意見を述べると同時に、必要に応じて助言を行っております。また、独立社外監査役2名を含む監査役3名も、取締役会等で活発に議論しており、客観性且つ透明性の高い体制が整備されていると考えております。

現在の当社の規模においては、取締役会が指名・報酬について率直に監督機能を果たしているものと考えており、現段階では取締役の指名・報酬などに係わり、独立した諮問委員会の設置の必要性は無いものと考えております。しかしながら、より一層透明性の高いコーポレートガバナンス体制を目指すべく、本題につきましては検討を継続いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4 政策保有株式)

当社は、業務提携等の経営戦略の一環として、取引先との安定的で長期的関係の維持・強化を図り、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合には、「政策保有株式」を保有することがあります。

政策保有株式を保有する場合には、発行会社の業績等を注視し、投資効率や取引関係の維持・強化によるシナジー効果等を総合的に判断した上で、直近事業年度末の状況に照らし、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していく基本方針のもと、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、政策保有の意義、経済合理性等を検証し、保有継続の可否および保有株式数を見直します。

また、これらの政策保有株式の議決権の行使については、発行会社の経営方針及び当社グループとの関係性を踏まえた上で、当社の企業価値向上に資するものであるか否かを総合的に判断し、適切に行使用います。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社では、関連当事者間の取引が生じる場合には、事前に取締役会にて審議・決議を行うこととしております。また、全役員に対し、当社との取引の有無について、「関連当事者取引に係る確認書」による把握を年1回行っております。

(原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、企業年金の積立金の運用を行っておりません。

(原則3-1 情報開示の充実)

()会社の目指すところ(経営理念等)、経営戦略及び経営計画

<経営理念>

当社は、Missionとして下記をホームページにて公表しております。また、事業や組織に関する日々の情報開示において、理念のもとで会社の意思決定がなされていることを出来る限り説明するように努めております。

Mission 「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」

インターネットが人の生活に入りこみ始めて四半世紀。一人ひとりが情報を編集・発信できるようになった。そして、テクノロジーによってかき集められた情報が無造作に拡散されることも増え続けている。本当に必要な情報や本当に触れたい感情や想いに出会う確率は、残念ながら、総じて減ってきている。

揺るぎない真実は、何を言ったかではなく、何をしたか。その行動は嘘をつかない。ゆえに、行動者の情報価値が高まっていくことに、インターネットやテクノロジーの力が発揮されることに意味がある。頑張り直結した情報が、最も確かで人の心を揺さぶる潮流を生み出す。スポーツでも芸術でも、政治でも経済でも、そして、仕事でも家庭でも。それが、大きいことでも、小さいことでも。

行動者発の情報の質と流通速度が上がっていくことで、それが世の中の情報のメインストリームになれる。そこから生まれる物語が、想いが、一人ひとりの、そして、世の中の心を揺さぶっていく。ポジティブなエネルギーが循環していく。そのプラットフォームになることが私たちの使命です。

<経営戦略、経営計画>

当社は、中期経営目標を策定し、主要なKPIの進捗を四半期毎に「決算説明資料」にて公表しております。最新の中期経営目標につきましては、2021年4月13日付「Milestone2025中期経営目標説明資料」にて公表しております。(https://ssl4.eir-parts.net/doc/3922/ir_material_for_fiscal_ym/98642/00.pdf)

()本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1.基本的な考え方」をご参照ください。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。

基本報酬は2021年5月26日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内(うち社外取締役40百万円以内)として決議をいただいております。また譲渡制限付株式報酬は同定時株主総会において、年額20百万円以内(うち社外取締役4百万円以内)、割当上限は10,000株(うち社外取締役2,000株)として決議をいただいております。なお、定款上の取締役の員数は10名以内と定めております。

各取締役の報酬は、株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会から一任を受けた代表取締役である山口拓己にて決定しております。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役会における有効な討議ができる適切な員数を維持し、取締役会全体として高い専門性と多様性に配慮して、豊富な実務経験と見識を備え、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できる人物を取締役候補者として選定し、株主総会の決議により選任することとしております。

また、特定の取締役が法令・定款・当社規程等に違反し、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障が発生する場合には、当該取締役の解任を提案いたします。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社ホームページで公表しております、定時株主総会招集ご通知の「株主総会参考書類」をご参照ください。

(<https://prtimes.co.jp/ir/meeting.html>)

(補充原則4-1)

当社取締役会は、「取締役会規程」において取締役決議事項を定めることにより、決議事項に該当しない範囲の事項の決定などを業務担当取締役に委任しております。

(原則4-9)

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立社外取締役を選定します。また取締役会は、企業経営や企業価値への理解と当社経営からの独立性を有し、取締役会において積極的且つ建設的な議論が期待できる人物を、社外取締役として選定します。

(補充原則4-11)

当社取締役会は、年齢・性別・国籍を問わず、豊富な経営経験や専門的な高い見識を有し、当社にとって有用な提言ができる人材を、多様性と適正人員数を考慮し登用する方針であります。

(補充原則4-11)

取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

(補充原則4-11)

当社では、毎年、取締役会の実効性について分析・評価を行うようにしております。2020年度においては前年度に引き続き、取締役および監査役にアンケートを実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。全体的にはポジティブな回答がありつつも、社外取締役への戦略やリスク等の説明や、取締役会構成の多様性については課題が残る回答がありました。今後も取締役会の実効性の維持・向上に努めてまいります。

(補充原則4-14)

当社は、新任役員に対しては、会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を迅速に修得できるような体制を整えております。また、重任取締役に対しては、当社を取り巻く環境の変化に応じた各種研修が年間を通じて受講できる外部研修制度を整えております。監査役につきましては、日本監査役協会等の研修会を活用しております。

(原則5-1)

成長の継続と中長期的な企業価値向上のため、株主・投資家と積極的な対話を行い、得られた貴重な意見を適切に経営に反映させていくことが重要と認識しています。代表取締役を中心に、経営管理本部にPR・IRチームを設置し、株主・投資家からの取材に積極的に応じています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ベクトル	7,600,000	58.32
山口 拓己	706,000	5.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	558,700	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	213,200	1.64
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	207,000	1.59
楽天証券株式会社	155,600	1.19
MORGAN STANLEY & CO.LLC	118,907	0.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	112,576	0.86
株式会社SBI証券	104,343	0.80
株式会社日本カストディ銀行(信託B口)	79,600	0.61

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社ベクトル (上場:東京) (コード) 6058

補足説明 更新

「(2)大株主の状況」につきましては、期末日(2021年2月28日)現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主グループと取引を行う場合には、少数株主保護の観点から取引条件等の内容の適正性・妥当性を第三者との取引条件と比較検討し、経済合理性に適う意思決定をしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は株式会社ベクトルの子会社であり、親会社から役員の派遣を受けるとともに、当社のプレスリリース配信サービスを提供しております。当社は、自らの経営方針に基づいた事業運営を行っており、株式会社ベクトルによる事業上の制約は特になく、上場会社としての、親会社等からの独立性は十分に確保されていると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鎌田和彦	他の会社の出身者													
鈴木啓太	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鎌田和彦			鎌田和彦氏はオープンハウス株式会社の取締役副社長として経営に参画し、豊富な経験、知見を有しております。当社社外取締役に就任以来、独立した立場から幅広い経験や知見に基づく適切な助言、監督を行っていただいております。かかる実績に基づき、今後も独立した社外取締役として、取締役会等の意思決定に独立した第三者的観点からの助言、指摘等を期待しております。また同氏と当社間において、特別な関係や属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。

鈴木啓太		鈴木啓太氏は元プロサッカー選手として日本代表(A代表)に招集されるなど活躍をされ、また、AuB株式会社の代表取締役として企業を運営されております。当社社外取締役に就任以来、これら異なる分野で培った経験に基づいて、独立した社外取締役の立場からの適切な助言、提言等を行っていただいております。今後も経営全般にわたり助言等を期待しております。また同氏と当社間において、特別な関係や属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	3名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、代表取締役の任命を受けた内部監査室が内部監査を担当し、内部監査室長を含む2名が内部監査計画に基づき、毎月定期的に監査を実施しております。監査結果につきましては、代表取締役へ報告しております。

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行および経営の適正性を監査しております。また、内部監査の内容と結果の報告を受けるとともに、必要があれば内部監査に同席しております。

監査役、会計監査人、内部監査室は、会計監査および内部統制監査の結果を情報共有し、連携体制を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
向川 壽人	公認会計士													
田中 紀行	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
向川 壽人			向川壽人氏は公認会計士として会計の幅広い経験と見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行していただくと判断しております。また同氏と当社間において、特別な関係や属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
田中 紀行			田中紀行氏は弁護士として、法務の幅広い経験と見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行していただくと判断しております。また同氏と当社間において、特別な関係や属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他
---	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

企業価値向上および業績向上に対する士気・意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度および譲渡制限付株式報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、従業員
---	-----------------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者につきましては、業績向上に対する士気・意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。また、取締役および監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。基本報酬は2021年5月26日開催の定時株主総会において、年額200万円以内(うち社外取締役400万円以内)として決議をいただいております。また譲渡制限付株式報酬は同定時株主総会において、年額200万円以内(うち社外取締役400万円以内)、割当上限は10,000株(うち社外取締役2,000株)として決議をいただいております。なお、定款上の取締役の員数は10名以内と定めております。各取締役の報酬は、株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会から一任を受けた代表取締役である山口拓己にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対しては、経営管理本部が窓口となって情報提供を適宜行っており、取締役会の議題や資料を事前に配布し説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)取締役会について

当社の取締役会は、経営に関する重要事項についての意思決定を行うなど、当社の業務執行を決定し、取締役から業務執行状況の報告を適時に受けるなど、取締役の職務の執行を監督する権限を有しており、原則として毎月1回に定期的に開催し、必要に応じて随時機動的に開催しております。また、取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、代表取締役が議長を務めております。

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(2)監査役会について

当社は、会社法及び関連法令に基づき監査役会を設置しており、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催し、各々監査役の監査内容について報告する等、監査役間での意見交換・情報共有等を行っております。監査役会を構成する監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況等の調査をしており、取締役の職務執行を監督しております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。なお、監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であり、議長は常勤監査役が務めております。

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3)内部監査について

当社は、会社の資産の保全のため、また業務の適正な執行状況を確認するため、内部監査制度を設けており、内部監査室のうち、内部監査室長を含む2名の従業員が内部監査業務を遂行しております。内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、監査役及び会計監査人と内部監査情報の緊密な連携のもと、内部監査計画書に基づき実施しております。内部監査結果は代表取締役に報告する他、被監査部門と意見交換を実施し必要に応じて改善を促しフォローアップを行うことにより、不正行為の未然防止に努めております。

(4)コンプライアンス・リスク委員会

当社は、当社グループが直面する様々なリスクを一元管理し、リスクの抽出と予防、また、リスクが発生した場合は迅速かつ確な対策を講ずることにより被害を最小限に食い止め、その再発防止に取り組むことを目的として、コンプライアンス・リスク委員会を設置しております。同委員会は機能別組織の各部門長を中心に委員長が指名する役員で構成され、委員長は取締役経営管理本部長である三島映拓が務めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。社外取締役2名は、他の会社の経営や異分野での豊富な経験があり、取締役会では毎回活発な議論が行われております。監査役の過半数を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査の質を確保し、監査機能の強化を図っております。また、監査役会は適宜会計監査人、内部監査室と連携することで機動的な監査を可能としております。コンプライアンス・リスク委員会は全社から収集されるリスク情報と、それらに対する事前防止、発生時の迅速な対応、改善を行っております。以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、引き続き早期発送に努めるとともに、当社ホームページへの掲載を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては、引き続き集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	2021年5月26日開催の定時株主総会から導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	開催を検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算および四半期決算発表後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRページを開設し、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、クライアント、取引先、株主、従業員等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。当社ホームページおよび会社説明会等を通じて情報提供を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2015年4月13日の取締役会にて、「内部統制システム整備の基本方針」を定める決議を行っており、概要は以下のとおりです。

1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a) 当社は、当社及び当社の子会社(以下、当社グループという。)の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。

b) 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。

c) コンプライアンス・リスク委員会は、当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて経営管理本部は、再発防止策の展開等の活動を推進します。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a) 情報セキュリティについては「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。情報セキュリティに関する具体的施策については、「情報セキュリティ委員会」で審議し、当社グループで横断的に推進します。

b) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、個人情報管理基本規程、インサイダー取引防止に関する規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a) 当社は「コンプライアンス・ポリシー」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「事故・不祥事等対応規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。

b) 当社は、当社グループにおける防災計画の立案及び防災体制の整備等、防災全般に関する諸事情の構築を推進すべく、事業継続計画を制定し、災害発生時の対応体制等を確立することにより、災害による人的・物的被害を予防、軽減しております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a) 取締役会は、原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

b) 取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、組織規程及び職務権限規程を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。

5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置いたします。取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。

6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

a) 当社は、取締役会の他、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。

b) 監査役会は、原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。

7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

a) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

b) 当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の信頼性の確保に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「コンプライアンス・ポリシー」において、反社会的勢力との関係を持たないこと、および会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針としております。

また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。

今後も所管警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。

その他

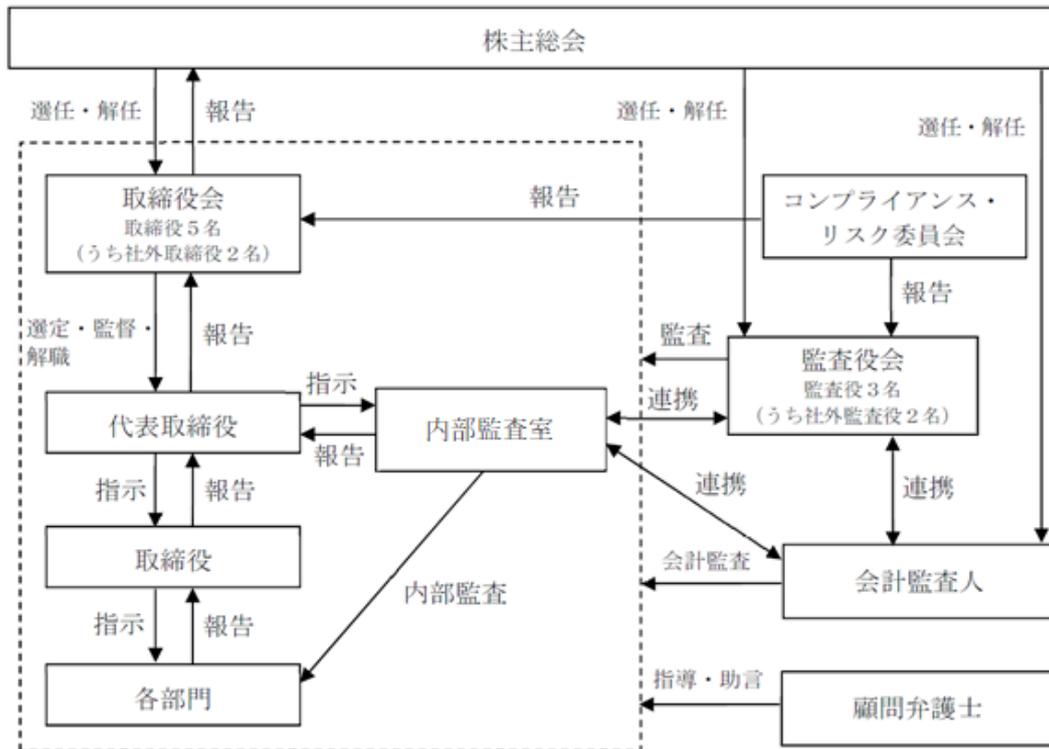
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

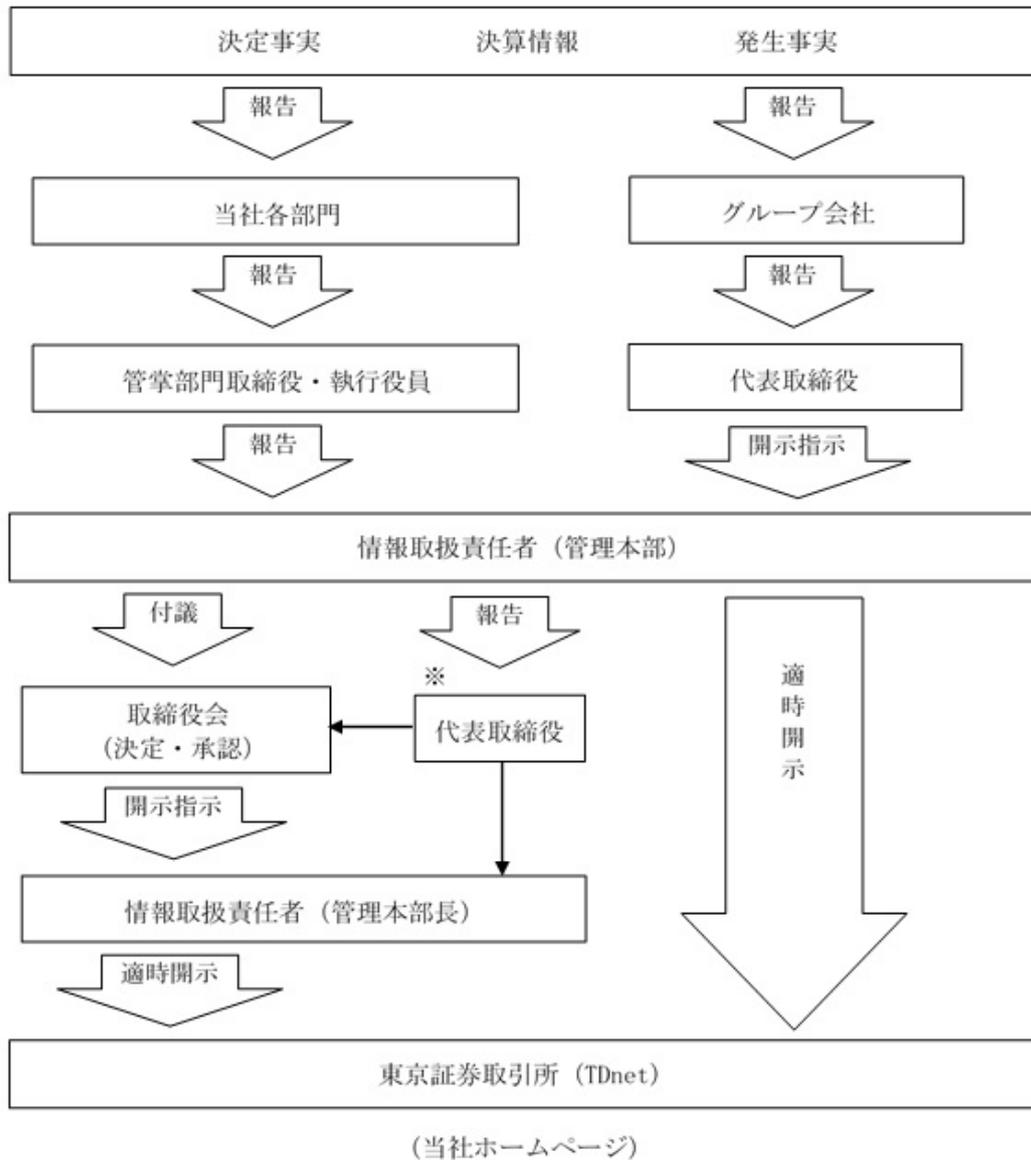
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示プロセスの概要】



※緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて取締役会に報告。